

○和光市市民参加条例（抜粋）

第1章 基本的な事項

（市民政策提案手続）

第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項（第6条第2項に該当するものを除きます。）について行うことができます。

2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。

3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者（代表者がいるときは、その代表者）に通知し、原則として公表するものとします。

《押印・署名の見直しにかかる対応について》

- ・和光市市民参加条例第9条の「連署」を「連名」へと改正する。
- ・和光市市民参加条例第14条住民投票の請求の「連署」については、地方自治法第74条に定められているため、見直しを行わないこととする。
- ・和光市市民参加条例施行規則の様式第1号～第5号は、押印部分の改正を行う。